

## 施設の状況等

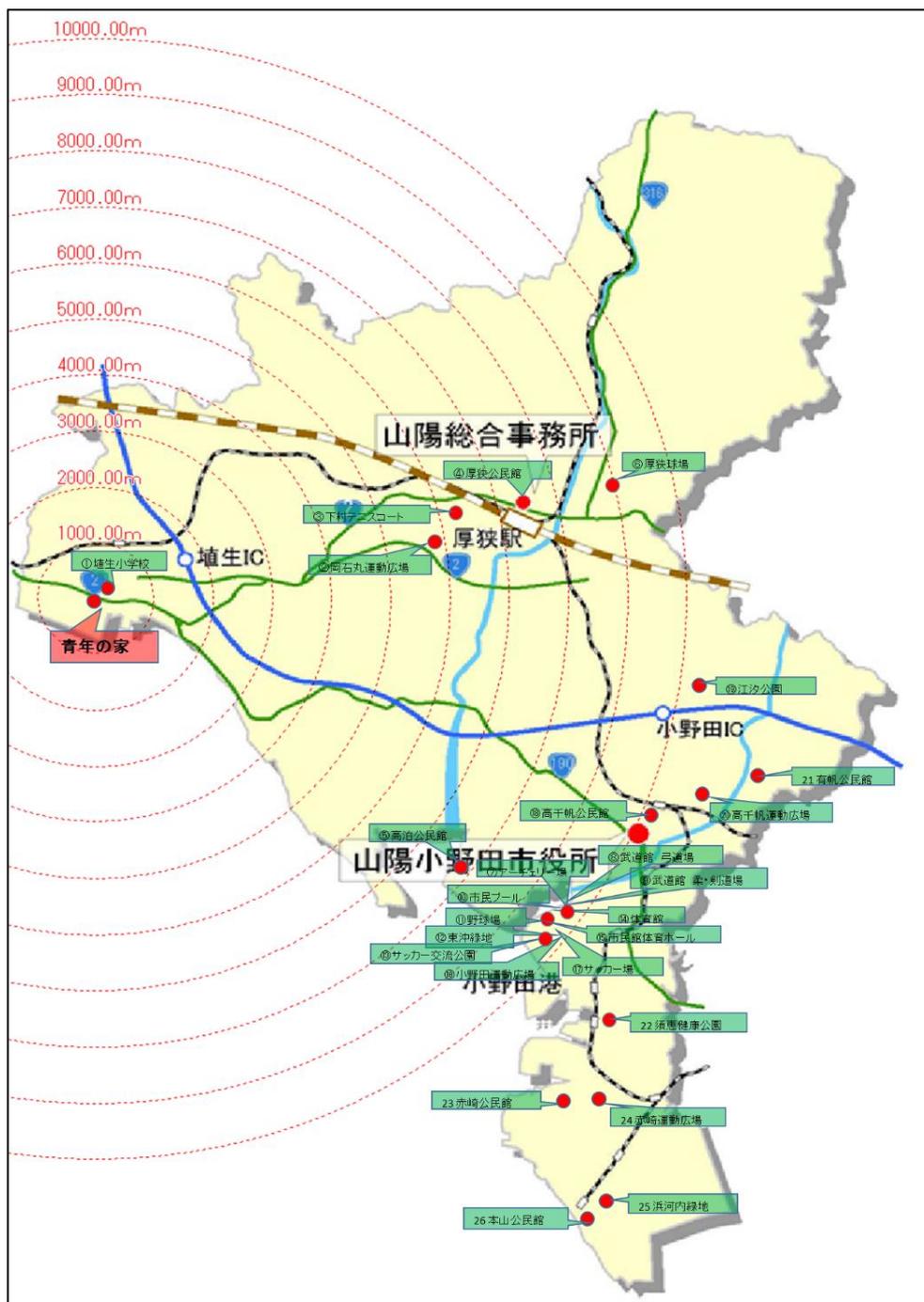
### ○利用状況

(人)

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	利用者数	うち市外利用者数								
研修棟	841	65	649	95	767	48	734	37	528	100
体育館	10,645	802	11,348	915	10,955	758	10,636	868	9,538	1,080
運動広場	7,665	1,288	7,160	947	6,471	870	6,031	1,057	6,340	990
テニスコート	421	3	215	0	32	4	55	5	1,151	
天文館	468	96	539	163	524	138	585	81	237	54
キャンプ場	526	76	426	88	624	89	460	134	656	163
遠足(散策) ※届け出のあったもの	305		302		144		87		94	
合計	20,871	2,330	20,639	2,208	19,517	1,907	18,588	2,182	18,544	2,387

## ○市内のスポーツ施設

本市には、体育館、サッカー場、運動広場、テニスコート、武道館（柔剣道場及び弓道場）、アーチェリー場、市民プール及び野球場等の数多くのスポーツ施設を設置しているが、設置場所については、中央から南部に集中している状況にあり、特に市内北西部におけるスポーツ施設は、青年の家を含む糸根公園のみの状況です。



○市内スポーツ施設の利用状況

施設名		H29	H30
運動広場	小野田	17,197	13,874
	赤崎	17,496	14,752
	高千帆	21,457	18,751
	岡石丸	20,217	15,461
下村テニスコート		4,892	4,378
厚狭球場		3,246	4,248
野球場		5,649	4,472
サッカー場		10,985	8,942
市民プール		21,568	18,998
アーチェリー場		1,023	1,776
武道館	弓道場	2,442	2,901
	柔・剣道場	9,166	8,691
市民体育館(アリーナ)		51,304	53,563
青年の家体育館		10,636	9,538
青年の家グラウンド		6,031	6,340
青年の家テニスコート		55	1,151
浜河内テニスコート		2,806	2,411
東沖テニスコート		2,888	2,770
須恵テニスコート		7,608	6,473
江汐公園テニスコート		5,745	5,920

## ○山陽小野田市第2次山陽小野田市総合計画の位置付け

将来都市像を「活力と笑顔あふれるまち」とし、平成30年度(2018年度)から平成41年度(2029年度)までの12年間を見据え、平成30年3月に第2次山陽小野田市総合計画を策定しました。この将来都市像の実現に向けて、歴史・産業・教育・文化・自然・スポーツといった地域資源など、本市の特性を最大限に活かしながら、市民一人ひとりが希望をもっていきいきと暮らしていくことができ、ひとが輝き、活力に満ち、市民の笑顔が広がる輝く魅力あるまちとなることを目指して施策を展開していくこととされています。本計画での青年の家を含む糸根公園は、レクリエーション拠点施設として位置づけられ、キャンプ場、遊歩道、休憩施設などの整備を通じて、多くの人に利用されるレジャーや憩いの場としての充実を図ることとしています。

## ○山陽小野田市都市計画マスタープランの位置付け

本市のまちづくり全般の基本的な方針を示す「山陽小野田市総合計画」や県が広域的な観点から定める「都市計画区域に関する整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」などの上位計画や関連計画の内容を踏まえ、平成21年3月に山陽小野田市都市計画マスタープランを策定しました。

本計画での青年の家を含む糸根公園は、地域の「レクリエーション拠点」として位置づけられ、近接する総合サービス拠点や地域サービス拠点との連携強化を図ることとされています。また、同計画の整備方針では、老朽化した施設の再整備など園内施設の整備充実に努め、地域住民がより快適に利用できる公園づくりを進めることとしています。

## ○山陽小野田市公共施設等個別施設計画の方向性

令和2年9月に策定した個別施設計画における方向性は、研修棟、天文館、休憩所、プールは、老朽化が著しく継続使用が困難であるため解体する。今後の施設のあり方については、新しいコンセプトの下で全体の機能の見直し、糸根公園を含めた一体的な再整備を検討することとしています。

## ○山陽小野田市スマイルエイジングアクションプランの取組の方向性

スマイルエイジングアクションプランでは、笑顔で年を重ねるために※「知守」「食事」「運動」「交流」の取組を促進することとしています。

健康維持のためには、「「運動・スポーツ施設や公園が近くにある」「歩きやすい歩道が多い」「景観がよい」などの建造環境は、身体活動を促す重要な社会環境であるという科学的根拠が着実に積み重ねられている。」とされています。取組の柱のひとつである「運動」では、「歩いてみたくなる公園や観光ポイントの整備する」とされ、また「交流」では「「歩いてしまう、歩き続けてしまう」まちづくり」の施策を掲げています。

※自分の健康状態を定期的に把握（知る）し、良好に維持する（守る）ための行為、及び、病気や病状の悪化を防ぐ（悪化から身を守る）ための仕組みづくりを「知守（しるまもる）」と定義しています。